# 中間報告に対する地方公共団体からの意見聴取概要 (全国計画及び広域計画について)

地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)に対して、中間報告 の内容について説明を行った後、アンケートを実施。

実施時期:平成14年3月~4月

対象: 47都道府県及び12政令指定都市

広域計画のあり方については、北海道、沖縄県及び札幌市を 除く。

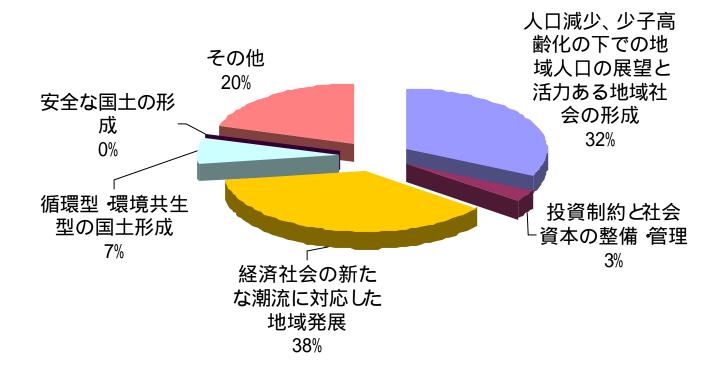
回答率:100%

## 地域において速やかに対応すべき課題について

●地域において速やかに対応すべき課題として、<u>経済社会の新たな潮流に対応した地域発展』、『人口減少、少子高齢化の下での地域人口の展望と活力ある地域社会の形成』とする地方公共団体が多い</u>。

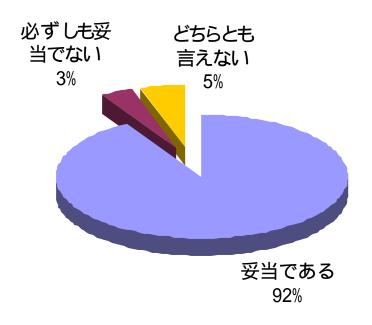
### その他の意見

- ●いずれも速やかに対応すべき課題である。
- ●大都市部では 都市の再生」を挙げている。



# 地域が主体となった地域資源の有効活用と個性ある地域づくりについて

●地域づくりは、地域が自らの選択と責任で地域づくりに取組むとともに、国はそうした地域の取組への支援を行うべきこと、一方で国としては、戦略的に対応すべき課題を明確化し、課題に対応した目標、基本方針等を全国計画で示していくべきとしているとの指摘については、9割以上の地方公共団体が妥当なものとしている。

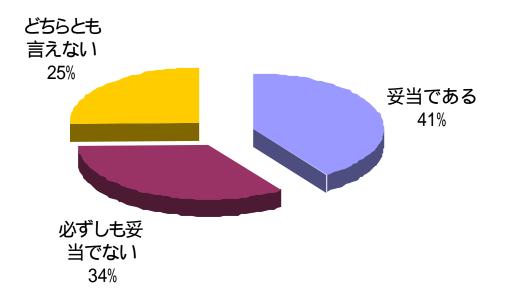


## 2層の広域圏による広域対応の重要性について

●多くの地方公共団体が広域的な対応の必要性を認めているものの、中間報告で示された2層の広域圏の内容に対して「必ずしも妥当でない」との意見が1/3を占めた。

#### 懐疑的な意見

- <u>生活圏」が広すぎ、大きすぎるのではないか</u>。また、基準として、人口規模・時間距離だけでなく地域の実情を反映させるべき。
- 地域ブロック」についても地域の一体性など地域の実情を考慮すべき。

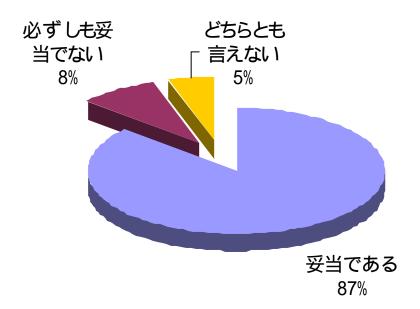


# 厳し |投資制約の下での国土づくりにおける 対応の方向性について

●戦略的に取組むべき重要課題の明確化とそれに対応した社会資本整備の一層の重点化、アウトカム的な目標の重視等といった、社会資本の整備・管理におけるハート施策・ソフト施策の適切な組合せの重要性については、<u>概ね9割の地方公共団体が妥当なものとして認識している</u>。

## 妥当ではないとする意見

●利用率など効率性のみで判断されるべきではない。

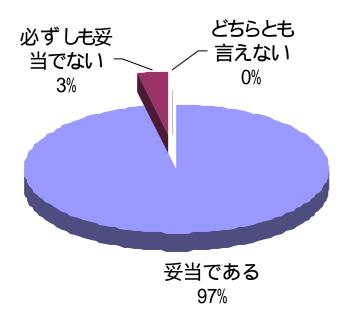


# 今後の国土計画の基本目標について

● 多様性に富み、安全で美しい国土、 地域の自立と個性ある発展を実現する国土、 地球社会の持続可能な発展と調和した国土を形成し、 より良い国土を次世代に継承していく、という新たな国土計画の基本目標については、ほぼ全ての地方公共団体が妥当であるとしている。

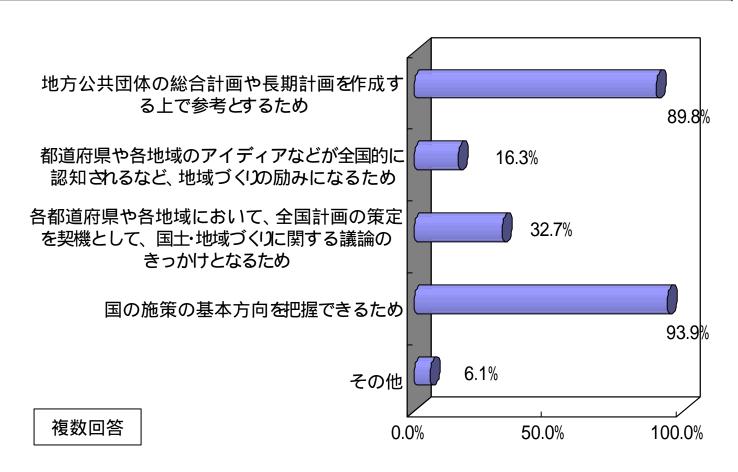
## その他の意見

●活力ある日本の形成といった視点が必要ではないか。



# 全国計画の有用性を認めているポイント

● <u>国の施策の基本方向を把握できるため」、総合計画や長期計画を策定す</u>る上での参考となるため」とする解答が多く、ともに 9割前後となっている。

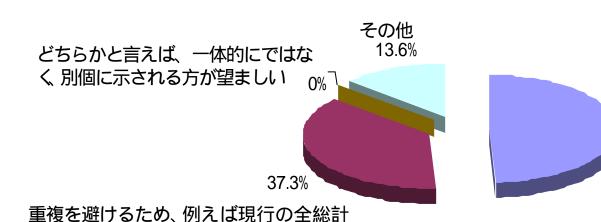


# 国土の利用、開発、保全に関する総合的な指針を一つの国土計画として示すことについて

●章を別立てして示す方が望ましいとする意見が4割弱あるが、全体的には一つの計画として示されることが望ましいとしている。

## その他の意見

●一体的に示されることは妥当であるが、具体的にはその内容次第である。

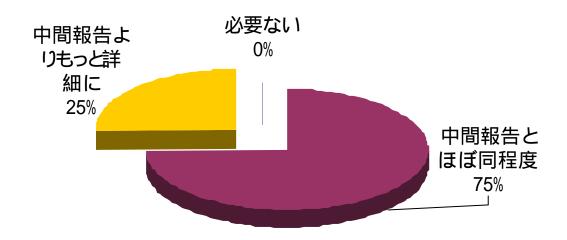


画の内容に一つの章を独立させて、利用、保全の基本方向が示されるのが望ましい

例えば、現行の全総計画の第二部 分野別施策の基本方向の内容に 併せて、それぞれ利用、保全の基 本方向が示されるのが望ましい 49.2%

# 国土計画における将来展望のあり方について

●全ての地方公共団体が、社会経済構造や国土構造に影響を与えそうな事項については、新たな国土計画において中間報告と同程度またはより詳細な将来 見通しが示されることが望ましいとしている。



# 国土計画が示すべき事項について

●中間報告で示された<u>国土計画が示すべき課題とその対応策等の重点化 絞り</u> 込みの考え方については、9割の地方公共団体が妥当であるとしている。

(中間報告で示された国土計画が示すべき事項)

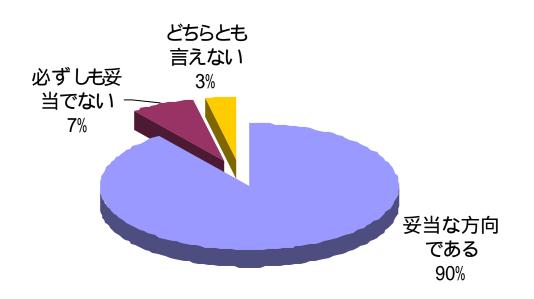
- 「国が策定する国土計画が示すべき課題と対応策は、
- ) 国家が戦略的に行うべき事項
- ) 効果や影響の及ぶ範囲が全国的、広域的な事項
- ) 国民生活の共通の基礎条件として行うべき事項

を中心に、重点化し、絞り込むことで関係主体への指針性を高める。

全国計画は、国土のビジョンを示すとともに、上記のような事項の中で、国土計画上の重要な課題に対して、全国的な視点からの目標、課題と対応策を示す。」「広域ブロック計画は、都府県を越えた 広域的な目標、課題と対応策に計画内容を絞ることで、その指針としての役割を明確にする。」

## その他意見

●指針よりも多様な選択肢を 提示することの方が望ましい。

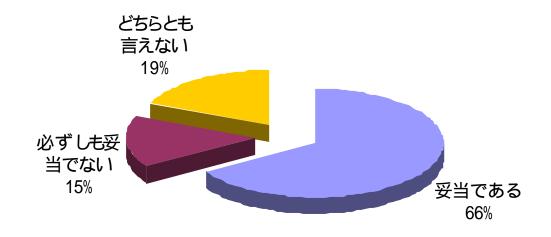


# 全国計画における地域別の整備方針の示し方について

●全国計画で地域別の整備方針を詳述しないことについては、<u>2/3の地方公共</u>団体が妥当であるとしているが、約1/6の地方公共団体は妥当でないとしている。

#### 妥当ではないとする意見の具体的内容

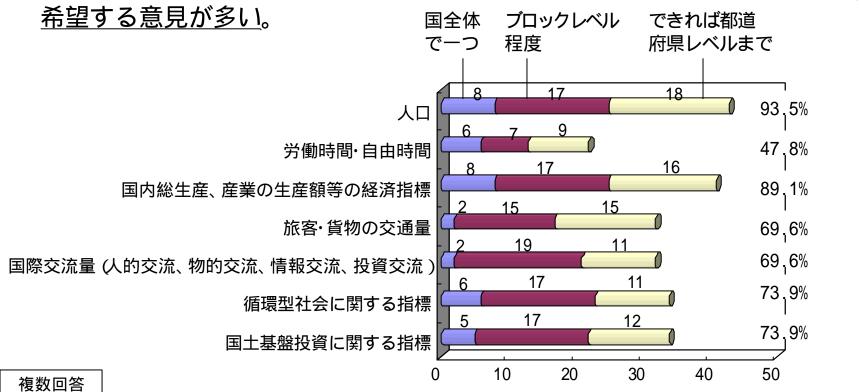
- ●現行の全総計画程度の記述は必要。
- ●広域ブロック整備の基本的な考え方は記述すべき。



# 国土計画におけるマクロフレームの提示について

●マクロフレームの提示を期待する場合、<u>「人口」、国内総生産、産業の生産</u> 額等の経済指標」の提示を期待する地方公共団体が 9割前後と最も多くなっている。

●マクロフレームを提示するまとまりは、<u>ブロックレベル又は都道府県レベルを</u> 希望する意見が多い 国会体 ブロックレベル できれば都道

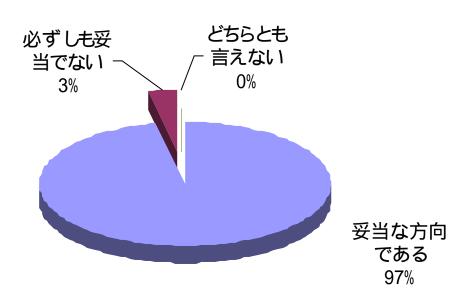


# 国土計画における質的な評価のための 指標の提示について

●国民が効果を実感できるアウトカム的な指標の導入や土地利用に関する質的な評価のための目標設定については、<u>ほぼ全ての地方公共団体が妥当であるとしている</u>。

## その他の意見

- ●定量的な指標の設定は重要であるが、それのみをもって絶対的な評価をすることはできない、また指標そのものの妥当性も常に検証していくことが必要。
- ●目標や評価の具体像を示すべき。

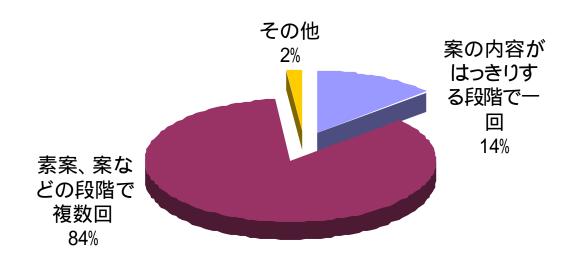


# 全国計画策定時における意見聴取について

- <u>8割以上の地方公共団体が、計画の決定までに意見聴取を複数回行うことが</u>望ましいとしている。
- ●意見聴取の行い方については、書面のみ行えばよいとしているのは約2割であり、対面による意見交換を行う方が望ましいとする意見が多い。

#### その他の意見

●回数だけでなく、意見聴取のチャンネル (手段) も多様化すべき。

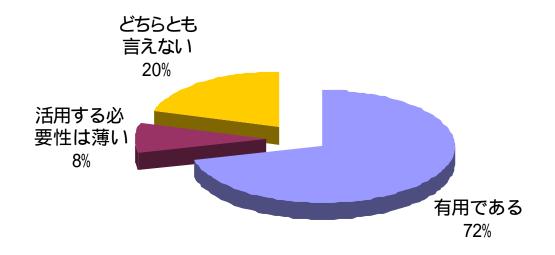


## 国土のモニタリングと情報の公開・提供について

●国土に関する各種の情報収集・分析とその公開・提供については、<u>7割の地方</u>公共団体が、自らの計画策定の参考になるなど有用であるとしている。

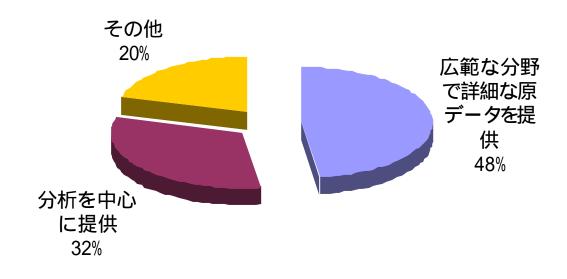
#### 整備を希望する情報

- ●経済社会情勢、国土基盤整備状況、自然環境の状況、関連施策の推進状況 とその効果等に関する情報の整備・提供を希望するものが多い。
- ●その他、グローバル化に関する情報、国民意識、衛星画像情報等。



## 国土に関する各種データの提供・あり方について

●広範な分野で詳細な原データの提供を希望する地方公共団体が約半数となっているが、その他としている地方公共団体の中には原データと分析をセットで提供されることを希望する地方公共団体も多く、全体的には分析の提供を希望する地方公共団体が約半数 (20)となっている。



# 全体を通じた自由意見

#### 総論)

●具体的な仮想モデルを提示するなどして、さらに意見聴取を行っていくべき。

## 国土づくりの基本的な考え方について)

- ●地域格差は是正されておらず、知恵と工夫の競争による活性化」を言うならば、地域的な情報格差の是正など競争条件を揃えるべき。
- 機会均等の確保」につながる<u>一定水準の条件整備の実現を、国の役割、</u> 国土計画の理念として掲げるべき。
- ●過去のストックが多い地域において更新投資需要が増大することは当然であるが、今後とも社会資本整備が必要な地域への新規投資を確保することは政策上の課題。

# 全体を通じた自由意見

## (計画の実効性について)

●計画の実効性の確保には、新たな国土計画と各省庁の個別計画との調整が必要。特に国土計画記載のアウトカム目標の実現については優先されるべき。

#### (計画評価について)

- ●個々の施策が指標の推移にどのように寄与したのかを<u>客観的に分析・評価する手法の確立を期待する</u>。また、執行指標との併用など、指針性を保つための工夫が必要と考える。
- ●社会資本の整備目標の見直しを行う際には、地域特性を生かした整備が可能となる仕組みが必要と考える。

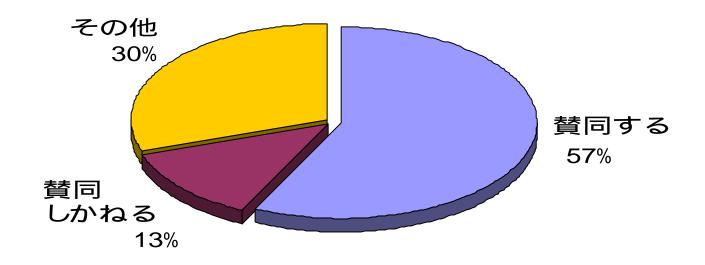
# 全体を通じた自由意見

(地方分権の推進について)

- ●<u>中間報告にある地方分権推進の考えを是非国土計画体系の改革の中で実現</u>すべき。
- ●国は地域の主体的 ·自発的取り組みを促進するため、権限や税財源を移譲すべき。

# 広域ブロック計画の策定方法

- ●関係地方公共団体を中心とした地域の各主体が参加・協議して原案を作成し、その上で国が計画決定するという方法について、約6割の都府県・政令市(以下 県 等」というが賛同。
- その他」でも、国が調整役で参画する等の条件付きで賛同している県等もある。
- ●<u>地方公共団体間の調整が困難</u>という課題を指摘する意見は、策定方法についての賛否にかかわらず全体の約3割。



# 広域ブロック計画の策定方法(生な意見)

## 賛同する

- ●地域の実態に即した計画となり、計画推進の意識も高まるので有意義。
- ●中部圏で既に制度化されており、問題はない。

## 賛同しかねる

●地方公共団体間の水平調整は困難であり、原案作成も国が主体となるべき。

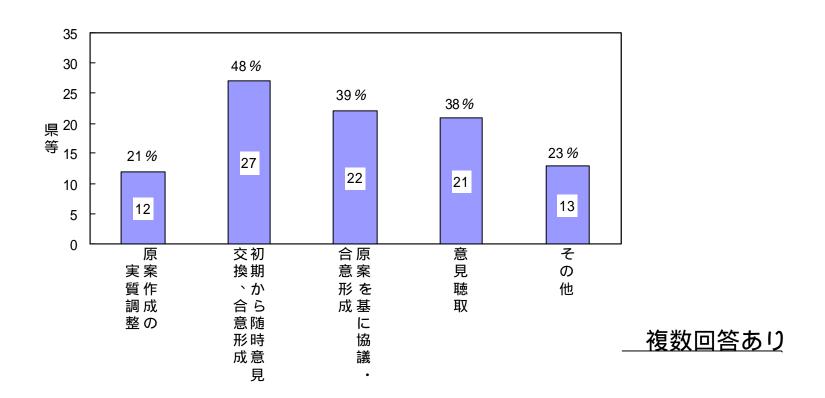
#### その他

- ●権限・財源のある広域主体がない現状では計画の実効性に疑問。 過渡的に地方支分部局を策定主体としては。
- ●広域ブロック計画の必要性について、地域で検討する必要がある。

## 原案作成における民間主体の参画

●民間主体として、学識経験者、経済団体、NPO、シンクタンク等が挙げられているが、参画する主体及び段階についての認識は、さまざま。

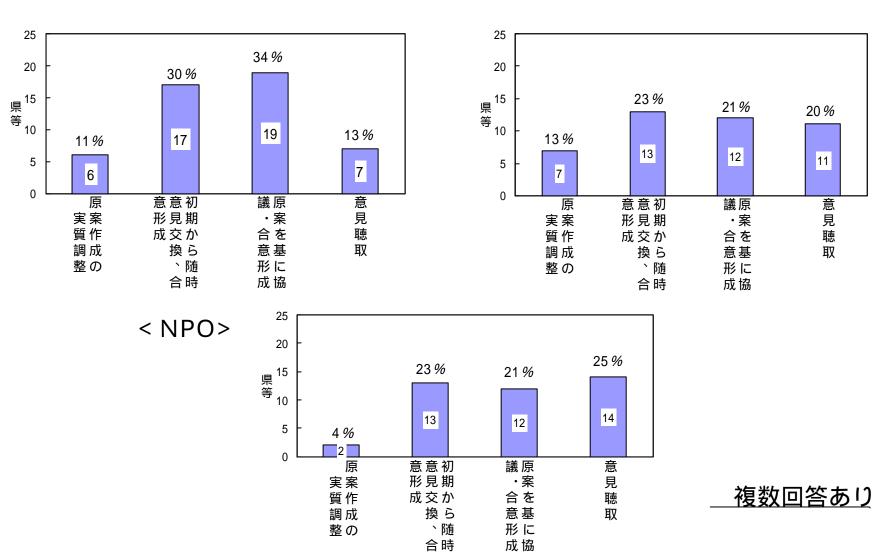
#### <段階別>



# 原案作成における民間主体の参画



#### <学識経験者>



# 原案作成における民間主体の参画(生な意見)

#### 原案作成の実質調整

- ●広域的な視点で地域課題をとらえられる学識経験者や地域ビジョンを作成している経済団体等に中立的な立場での意見調整の役割を期待する。
- ●原案作成の実質的調整を民間主体には期待せず、<u>地方公共団体が中心</u>となって行うべき。

# 初期から随時意見交換、合意形成

- ●地域の実情を把握している民間主体と初期段階から意見交換を行い、<u>計画の</u> 方向性についてコンセンサスを形成することが望ましい。
- ●初期段階からの参画では<u>意見集約が困難</u>となりうる。

# 原案作成における民間主体の参画(生な意見)

#### 原案を基に協議・合意形成

- ●民間主体との協議にはたたき台となる原案が必要で、意見ももらいやすい。
- ●地方公共団体が作成した原案に対する協議では<u>民間主体の意見が反映され</u> <u>に (い)</u>。

#### 意見聴取

●活動テーマに沿ったヒアリングやアンケート インターネット等の活用により、幅 広く意見を聴くことは重要。

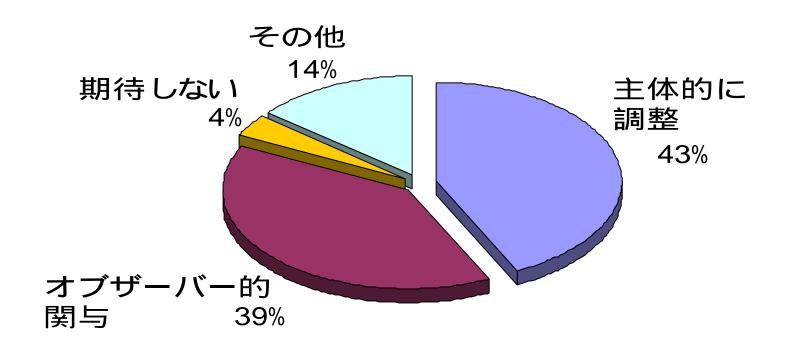
# その他

- NPOは特定の団体を選ぶより、インターネットによる意見聴取等、<u>自主的な参</u>加が可能な形態が望ましい。
- ●原案作成に当たっては民間主体の意見を反映できる方法が望ま しいが、原案の最終決定及び国への提出は地方公共団体が行うべき。

関西の県等からは、関西広域連携協議会等の既存の団体を有効活用すべきという意見が多い。

# 計画原案作成における国の地方支分部局との連携

- ●地方支分部局に何らかの役割を期待している県等は、全体の8割超。
- ●具体的役割としては、 生体的に調整」と オブザーバー的関与」が均衡。
- ●原案作成段階では地方支分部局は関与すべきでないという意見もある。



# 原案作成における国の地方支分部局との連携 (生な意見)

#### 主体的に調整

●<u>県等間の水平調整は困難で、コーディネート役が必要</u>。計画の実効性を担保するためにも地方支分部局が適任。

## オブザーバー

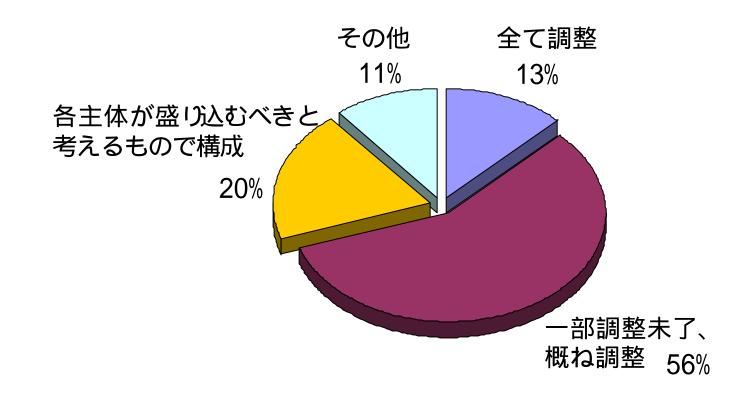
●実効性担保のため連携は必要だが、<u>地域の自主性を最大限尊重するために</u> 関与は限定すべき。

#### 期待しない

●地方支分部局との調整と 各省庁間調整の二度手間が生じるおそれがある。

# 地域の各主体間の調整により作成された 原案の程度

- ●各県等が想定する原案作成方法を前提とすれば、全て実質的に調整可能とする県等が約1割、一部調整未了でも概ね調整可能とする県等は約6割。
- 各主体が盛り込むべきと考えるもので構成された原案」とする県等は約2割。



# 地域の各主体間の調整により作成された 原案の程度 (主な意見 )

#### 全て実質的に調整可能

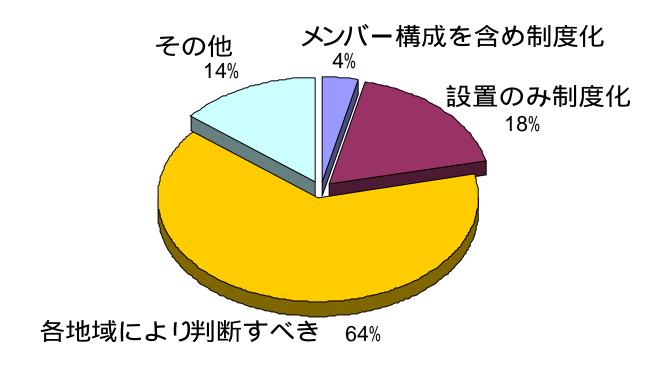
- ●国の地方支分部局が調整役となれば可能。
- 一部調整未了でも概ね調整可能
- ●<u>多様な主体が参加すればするほど、一部調整未了となる</u>ことは否めない。
- ●実効性が担保されないと 総花的な計画となる可能性が高い。

#### 各主体が盛り込むべきと考えるもので構成された原案

●多様な主体間の調整は困難であり、原案は総花的な内容にならざるを得ない。

# 原案作成のための協議の仕組みの制度化

●協議会について、メンバー構成を含めて制度化することが望ましいとする県等はほとんどなく、設置だけを制度化すべきとする県等が約2割、設置自体各地域により判断すべきとする県等が約6割。



# 原案作成のための協議の仕組みの制度化(生な意見)

#### 設置及びメンバー構成を制度化

●計画の位置づけを明確にするためにも、中部圏方式と同様に制度化が必要。

#### 設置のみ制度化

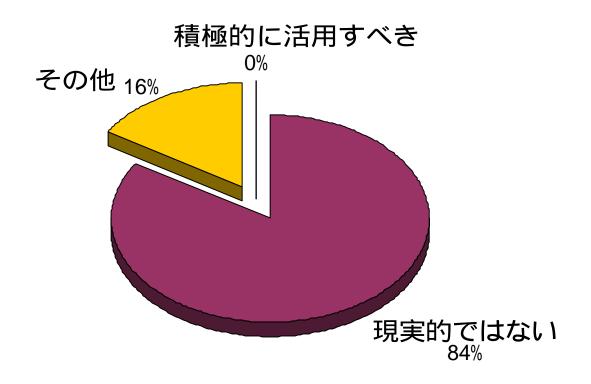
- ●制度化することにより、協議の仕組みについての調整までを行う必要がなくなり、 実務作業が進め易い。
- ●メンバー構成は地域の自主性を尊重すべき。

#### 各地域により判断すべき

- ●地域の実情が異なるため、原案作成のための協議体制も地域に委ねるべき。
- ●中部圏方式が必ずしも良いとはいえない。

# 広域ブロック計画策定における広域連合の活用

●広域ブロック計画策定のために広域連合を活用することについては、<u>現実</u> <u>的ではないとするところが全体の8割を超える</u>。



# 広域ブロック計画策定における広域連合の活用 (生な意見)

- ●広域連合は地域の具体的な行政需要に対応するために設置されるもので、<u>各県</u>の利害調整や総合的な計画策定のような目的はなじまない。
- ●計画の実施権限 ·財源移譲が行われない限以 計画策定だけでは作業の煩雑さが増すだけ。
- ●都道府県合併や道州制との関連について問われることが予想され、現時点では 慎重に検討する必要がある。
- ●既存の広域連携団体等を活用することで対応は可能。

# 広域ブロック計画の策定方法についての主な意見

- ●最終的な決定主体が国である以上、原案も含めて国が主体的に作成すべき。
- ●地方分権推進にあわせ国の関与は必要最小限とし、極力地方に委ねるべき。
- ●今回の首都圏整備計画の原案作成において、県等間の調整は困難を極めた。
- ●原案作成を各地域が自主的に行うことは望ましいが、まず地域としての広域ブロック計画の必要性を検討することが必要。

# 複数の広域ブロック計画に重複している 区域のあり方 (主な意見)

## 圏域の重複をなくすメリット(16県等回答)

- ●<u>圏域の帰属意識が高まり</u>、ブロックの一体性が醸成される。
- ●<u>計画間の矛盾が生じることがなく、地域づくりの方向性が明確になり</u>、全体の体系としてわかりやすくなる。
- ●事務が煩雑にならない。

# 複数の広域ブロック計画に重複している 区域のあり方 (主な意見)

### 圏域の重複をなくした場合のデメリット(28県等回答)

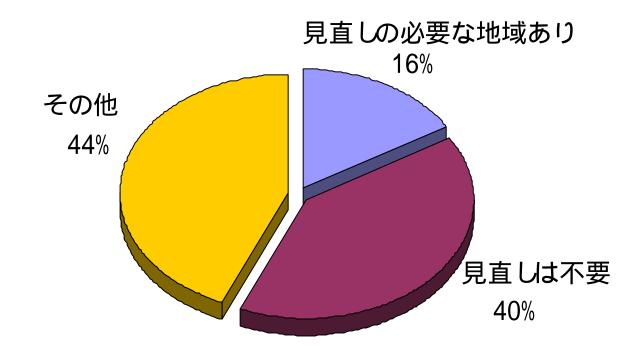
- ●社会経済実態と計画が一致しなくなり、計画の有効性、実効性がそがれる。
- ●県内でいずれの圏域に属するか明確にすることが難しい区域がある。
- これまでの交流・連携が広域ブロック計画に十分反映されなくなり、取組みが後退する恐れがある。ブロック計画間の整合が図りづらくなり、圏域をまたぐ地域連携などを積極的に打ち出すことが困難となる。一つの圏域にする場合、他のブロック圏域との間での活動にも配慮が必要。

## 複数の圏域に重複している県(三重、滋賀、福井、石川、富山) の意見

- ●北陸地域の全部が中部圏の一部となっているため、それぞれの計画には同様な発展の方向性が示されている。この点から計画は1つでいいと考えるが、いずれの計画の圏域に属するかは、計画に盛り込む内容(計画の趣旨)によって判断すべき。
- ●地域特有の理由、これまでの実績等から重複は許容すべき。
- ●重複しているのは、それぞれの圏域との深いつながりがあるからで、そこから外れた場合にその圏域の計画が有効なものとなるのか疑問。一つの圏域を選択することは現状では困難。
- ●どの圏域に属するかは<u>最終的には住民の意思が重要</u>。市町村合併等により住民の意識も変わってくる場合があり、これを把握することは容易ではない。
- ●二つの圏域の結節点にあって、両圏域での様々な交流・連携の取組みの成果 をあげており、一律に圏域の重複をなくすことは適当ではない。

#### 圏域の見直しの必要性

●現行計画の圏域について、<u>見直しが必要な地域があると考える県等は2割弱</u>。 その他」として、<u>自らが属する圏域については現行のままでよいとする県等も</u> 含め、見直 Uは不要とする県等が約6割。



### 圏域の見直しの必要性(生な意見)

#### 見直しが必要な地域あり

- ●<u>徳島県</u>については、近畿圏とのつながりが深く、その一員として連携に取り組んでおり、圏域の重複を認めた上で<u>近畿圏にも含めるべき</u>。
- ●経済・社会的な実態を踏まえて圏域を見直す必要があり、<u>長野県は首都圏にも</u>属すべき。
- 歴史的・文化的な背景」、地域住民等の生活・経済圏」という点では、九州地 <u>域を南北に分ける必要</u>がある。「大都市圏整備という目的や、一体的な経済圏 域形成等の観点」からは、福岡県を中心として、佐賀県や山口県の一部を含む 圏域も考えられる。見直しに当たっては、調整方法等をセットで議論すべき。

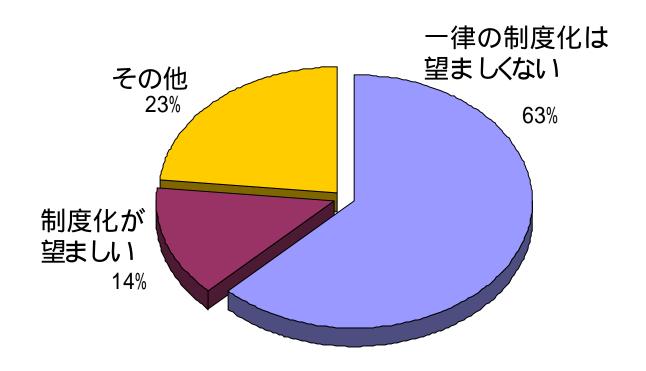
### 圏域の見直しの必要性(生な意見)

#### その他

- ●北陸 3県に新潟県を加えた 4県として連携を強化することも一つの考え方。
- ●今後の時代潮流の変化によっては見直しが必要な地域が出て <る。
- ●各県の判断により決めるべき。
- ●個別のテーマ毎に圏域を設定すべき。
- ●近畿圏という広域ブロックとして一括りにして整備方向を示すのは困難であり、 大都市地域」と 周辺地域」を分けて整備方向を示す方がよりわかりやすい計画になる。

### 課題に応じた自発的な連携による広域計画(特定広域計画)

●特定広域計画については、国による支援等は逆に地方の中央依存体質を助長することにもつながり、地方の自立的な取組の芽を摘んでしまうことにもなりかねないので、一律の制度化は望ましくないと考える県等が6割を超える。



#### 特定広域計画 (生な意見)

#### 国の支援等についての一律の制度化は望ましない

- ●地方の自主性に任せて、国は関与すべきではない。
- ●国の支援等の法制化は必要なく現行の形式 (国土総合開発事業調整費や地域連携支援ソフト事業等による計画策定や各種事業の支援等)が望ましい。 制度化が望ましい。その他」を選択して同趣旨の意見を述べた県等もあった。
- ●一律の制度化ではなく、メニューとして国の支援策を用意し、必要と判断するところが自由に選べるなど、地域の実情に合わせることのできる柔軟な仕組みが望ましい。

### 特定広域計画 (生な意見)

#### 制度化が望ましい

- ●計画策定や計画に基づいて連携して行われる事業に対する支援を期待する。
- ●国による支援のメニュー化は難しいので、総合補助金的な支援制度の創設が望まれる。
- ●地方への権限、税財源の移譲が十分ではない段階では、連携へのインセンティブを与える国の支援等の制度化に期待する。

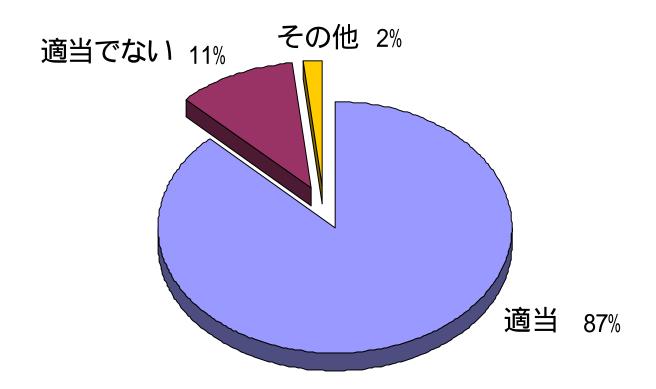
### 特定広域計画 (生な意見)

#### その他

- ●国が支援を行う場合には、支援の意思決定を地方支分部局とし、また、競争」と協調」を重視した上で、地方自治体ではなく、地域づくりのステークホルダーが参加したパートナーシップ、コンソーシアムを対象に支援を行うべき。
- ●圏域を固定した広域ブロック計画よりもむしろ自発的な連携の支援を重視すべき。国は、権限や財源を移譲すべき。
- ●複数の広域ブロック計画に重複している区域について、任意の特定広域計画 を活用してはどうか。

### 広域ブロック計画において取り組む課題

●広域ブロック計画において、中間報告に示されている3つの広域的な課題に対応することについては、約9割の県等が適当であると考えている。



## 広域ブロック計画において取り組む課題 (生な意見)

#### 広域ブロック計画において取り組むべき広域的な課題

- ●観光、環境保全、へき地医療体制、大規模災害対策、ユニバーサルデザイン の普及
- 水資源、離島振興、中山間対策、高等教育
- ●広域交通網、情報通信網
- ●現状の課題への対応にとどまらず、超長期の視点で戦略的に地域形成を進めていくためのビジョンを示すべき。
- ●広域ブロックのアイデンティティの形成や国土全体の中での役割を示すべき。

## 広域ブロック計画において取り組む課題 (生な意見)

#### 適当ではない

●<u>都府県レベルでどのような点がフルセット主義なのか不明</u>。一律に「フルセット主義を排し」とするのではなく、地方公共団体のレベルや施設等の内容に応じてきめ細かく考えるべきであり、その定義・内容を明確にすべき。

その他自由意見」を選択し、同趣旨の意見を述べた県等もあった。

#### その他

- ●従来の広域ブロック計画との差異がどうなるのかが示されるべき。
- ●広域ブロック計画に掲げる事業については、国が責任を持って実施する広域プロジェクトで、地域のニーズを反映したものに重点化すべき。

# 広域ブロック計画における マネジメントサイクルの導入(主な意見)

- ●マネジメントサイクルの導入は必要。住民の視点に立った成果を表す指標の 設定や図面等の作成・公表等、中間報告に示されている方向性は妥当。
- ●マネジメントサイクルの検討においては、計画の実効性を担保する仕組みを同時に検討すべき。
- ●基本計画を頂点とする計画体系の見直しの検討の中でマネジメントサイクル についても考える必要がある。(整備計画や事業計画の機能をマネジメントサイクルの中で考えるべき。)

# 広域ブロック計画における マネジメントサイクルの導入 (主な意見)

#### 指標の設定等

- ●住民にわかりやすい指標にすべき。
- ●経済性、効率性だけでなく地域住民の満足度といった視点も重要。
- ●全国計画とのリンクも必要であり、特にナショナルミニマムに関する事項については統一的な指針が示される必要がある。
- ●指標の使い方や設定については十分な議論が必要。

# 広域ブロック計画における マネジメントサイクルの導入 (主な意見)

#### 評価体制

- ●指標の設定や評価については国の責任において行うことを明確にすべき。
- ●適切に計画評価・リボルビングできる体制について十分な協議が必要。
- ●マネジメントサイクルにおいても地域の主体的な参画が望ましい。
- ●国が最終的に計画決定し、国において評価を行った上で事業主体に対し施策実施を働きかけるのであれば、その対象に都府県事業が含まれるのは地方分権の趣旨に合致しない。計画に盛り込む具体的施策は国の直轄事業のみにすべき。

### その他広域ブロック計画についての自由意見

- ●広域ブロック計画については、地域の自主性を尊重した広域ブロック整備の指針づくりとなるよう今後さらに地方自治体の意見の反映に努められたい。
- ●広域ブロック計画の審議について、地方自治体が事務的に参画するだけではなく 地方自治体トップの意見が十分に反映される仕組みを構築し、実効性が担保される ようにすべき。
- ●各地方整備局ごとに新長期ビジョンを策定中であるが、広域ブロック計画との関連が不明確。それぞれの役割を明確にしてほしい。